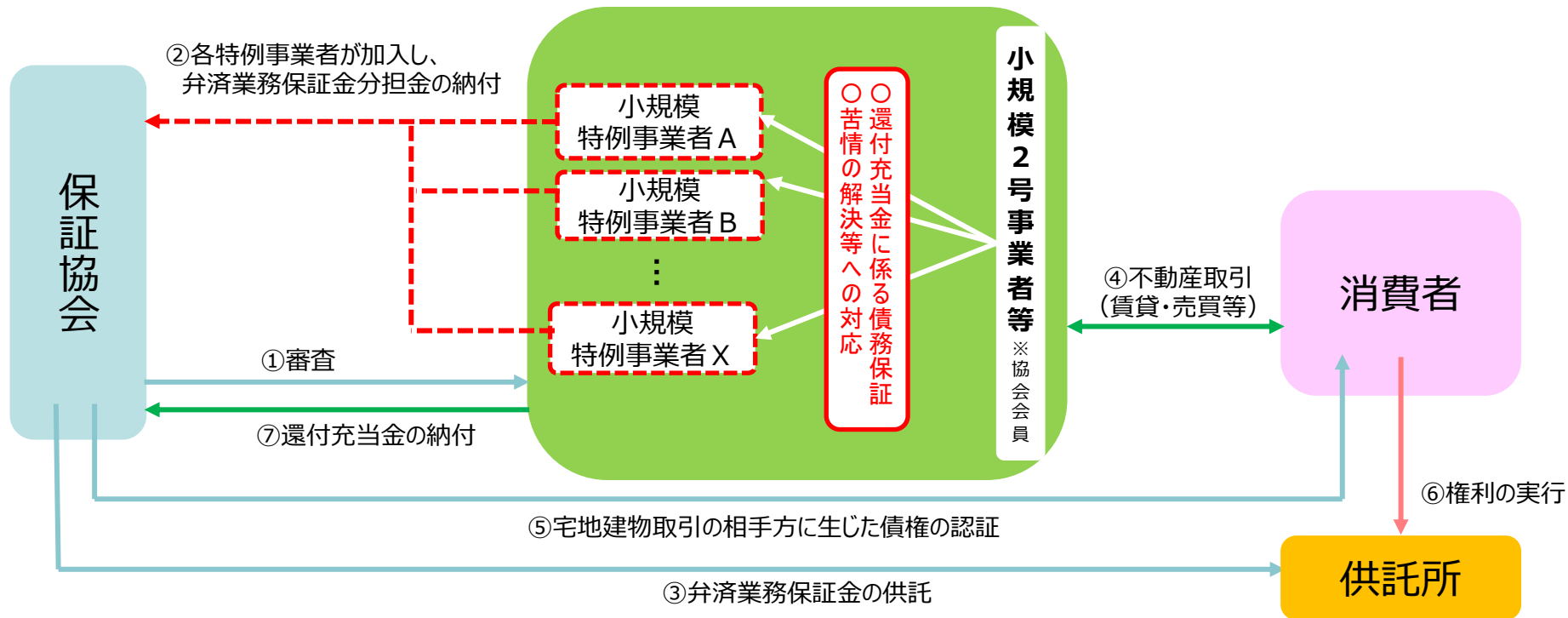


小規模特例事業者の宅建保証協会への加入(イメージ)

- 小規模特例事業者は、不動産特定共同事業法に基づくSPCであるが、宅地建物取引法上の宅地建物取引業者とみなされるため、原則として、SPCごとに1000万円の営業保証金を供託する必要がある。
- 一方、小規模特例事業者の宅地建物取引業保証協会への加入については、様々な課題があり、従来は、事実上困難であった。
- 今般、国土交通省と（公社）不動産保証協会において、小規模特例事業者が保証協会に加入できる方策を検討し、**一定の要件を満たす小規模特例事業者の加入を認める措置**がなされた。

<措置のイメージ図>



※ 上記はイメージであり、具体的な要件等は各保証協会によって異なりますので、詳細は保証協会へお問い合わせください。